

第 26 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

1 日 時 令和 7 年 8 月 25 日（月） 9 時 00 分～9 時 45 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（12 名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢槿 学
⑤白濱 和利 ⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢
⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（7 名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄
○尾上 進 ○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

な し

5 議事日程

議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 33 号 非農地判断について
議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 任	山元 正彦
	中間管理機構事業推進員	梶尾 末義

議長 （田嶋 輝男）

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は 12 名であります。
農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、総会が成立しているこ
とを御報告いたします。

それでは、ただいまから第 26 回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 1、議事録署名委員の指名であります。議長において、10 番 中野 和
徳 委員、11 番 石原 勇一郎 委員を指名いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、第 26 回定例農業委員会総会は、本日の 1 日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成
しましたので、御了承願います。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 3、諸報告であります。今月の報告は、特にございませんでした。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 4、議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とい
たします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

それでは、議案第 31 号について御説明いたします。

議案書は、2 ページを御覧ください。

今月の農地法第 3 条の申請は、所有権移転が 3 件です。

それでは、整理番号 1 について説明します。

地図につきましては、別添資料 1 ページになります。

申請地は、脇本〇〇番の畑で面積は 195 m²です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営拡大のため取得するもの

です。

取得後は、露地野菜を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は売買による所有権移転です。

続きまして、整理番号2について説明します。

地図につきましては、別添資料2ページになります。

申請地は、脇本〇〇番の畑で面積は3,789 m²です。

譲受人は「社会福祉法人 〇〇〇」、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が県外在住の方で耕作することができないため、福祉施設等を経営する譲受人が譲渡人の意向を受けて農地を取得するものです。

取得後は、馬鈴薯を耕作する計画であり、福祉施設利用者の農作業訓練等を行うものになります。

労働力等につきましても、許可要件を全て満たしております。

なお、本件は売買による所有権移転です。

続きまして、整理番号3について説明します。

地図につきましては、別添資料3ページから4ページになります。

申請地は、西目〇〇番の畑と西目〇〇番の田であり、合計面積は1,670 m²です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が県外在住の方で耕作することができないため、譲渡人から新しい堆肥の試験場として利用したいとの要望もあり、農地を譲り渡すものです。

取得後は、露地野菜を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

つきましては、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

10 番 中野 和徳 委員

委員 (中野 和徳)

議案第31号に係る調査は、8月8日に、7番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号1から3についての報告ですが、申請人については、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組むつもりです。

農地法の目的として、農地は国民のための限られた資源であり、地域における貴重な資源であることから農地以外のものにする 것을規制する法律があるとされています。

したがって、耕作放棄地を出す観点から、申請人に対して、積極的な営農に取り組むことを期待して、調査結果は許可相当であると考えます。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （石原 勇一郎）

整理番号3の「〇〇」さんは、経営面積がありませんが、どのような理由で農地を取得するのでしょうか。

事務局 （岩崎 展幸）

先程も説明しましたが、譲渡人が県外在住の方で耕作することができないため、譲渡人から新しい堆肥の試験場として利用したいとの要望もあり、農地を譲り渡すものです。

事務局 （平瀬 修治）

補足して説明します。

阿久根市の生ごみ堆肥化事業の取組の中で『あくね生ごみ再生肥料』を作っています。

その肥料を使って、試験的に露地野菜を栽培する農地を取得しようとするものです。

委員 （石原 勇一郎）

分かりました。

議長 （田嶋 輝男）

他に質疑はありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 5、議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

それでは、議案第 32 号について説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件です。

それでは、整理番号 1 の案件から御説明いたします。

議案書は 4 ページ、地図は別添資料の 5 ページから 6 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする使用貸借権の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から北西〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、本市脇本に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を父親から借り受け、自己居住用の一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は既に造成がされており、このことについては「当時、建築資材が高騰しており、早急に建築を進めようとするあまり、農地法での許可が必要なことを知らずに造成してしまった。」との始末書が出されております。

申請地への通路は、父親の土地を使用するものであります。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号 2 の案件を御説明いたします。

地図は、別添資料の 7 ページから 8 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から南南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種中高層住宅専用地域になります。

譲受人は、本市赤瀬川に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し、一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水

されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

7 番 園田 勇一 委員

委員 （園田 勇一）

議案第 32 号に係る調査結果について報告します。

調査は、8 月 8 日に、10 番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号 1 の案件について報告します。

申請地は、東側及び北側、西側は畑、南側は山林に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、ブロック壁で擁壁を設けて、土砂や雨水が隣接地に流出しないようにするなどの措置をされることなどから、周辺農地への悪影響はないものと思われま

す。よって、追認はやむを得ないものであると判断しました。

これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 2 の案件について報告します。

申請地は、東側及び西側は宅地、北側は畑、南側は道路に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、ブロック壁で擁壁を設けて、土砂や雨水が隣接地に流出しないようにするなどの措置をされることなどから、周辺農地への悪影響はないものと思われま

す。これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

ここで、事務局から協議の申し出がありますので、総会を一時中断し、協議会へ移行します。

～　協議会　～

議長　（田嶋　輝男）

総会を再開します。

議長　（田嶋　輝男）

日程第 6、議案第 33 号　非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　（岩崎　展幸）

議案第 33 号　非農地判断について御説明します。

議案書は、6 ページから 10 ページになります。

それでは、今月の非農地証明願から御説明いたします。

議案書は、7 ページから 8 ページになります。

申請件数は 7 件であり、田 4 筆の 2,615 m²、畑 5 筆の 2,015 m²で合計 9 筆の 4,630 m²です。

確認については、8 月 4 日と 5 日にそれぞれの担当地区の推進委員と事務局で行いました。

現場については、雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態でありました。また、転用地になっている所も転用後 20 年以上経過しており、非農地となっていることを確認しました。

続きまして、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

議案書は、9 ページから 10 ページになります。

今月、非農地判断しました場所は、農用地区域内農地が田 11 筆の 5,688 m²、畑 20 筆の 16,962 m²、農用地区域外農地が田 7 筆の 3,348 m²、畑 28 筆の 13,007 m²で合計 66 筆の 39,005 m²です。

確認につきましては、8 月 6 日に農業委員 2 名と推進委員 1 名と事務局で行いました。

いずれも雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては農地からは外れますが、農振法までは外れませんので、建物を建てる場合などは除外申請が必要になります。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 7、議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （山元 正彦）

議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明させていただきます。

今回の計画（案）は、利用権の設定 15 件に係るものであり、今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

議案書の 12 ページをお開きください。

利用権の設定について、総括表で御説明いたします。

今回の農用地利用集積等促進計画につきましては、令和 7 年 11 月 1 日貸付開始分の申請であり、農地 15 筆、面積 21,077 ㎡の利用権設定となります。

設定の期間は、すべて 5 年間であり、地目別では、田が 4 筆の 2,872 ㎡、畑が 11 筆の 18,205 ㎡となっております。

利用権を設定する 15 件の内訳につきましては、議案書の 13 ページに記載のとお

りであります。

説明は以上になります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号については、原案のとおり決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 （中野 和徳）

総会の議事日程についての提案であります。

現在までは、大体、農地法第 3 条、4 条、5 条、非農地判断、農用地利用集積等促進計画（案）の順番で日程が組まれていました。

農地法第 3 条の許可要件に、申請者の農業用機械の取得状況や申請農地を含め、所有・借り受けている農地すべてを効率的に耕作することがあります。

つまり、農地を取得しようとするものは、既に所有している農地をすべて効率的に活用していなければ、農地法第 3 条の許可は出ないことになります。

これまでも、農地法第 3 条の関係と非農地判断の関係に同一の申請者がいたと思いますが、本来であれば、農地法第 3 条については、すべての農地を効果的に耕作していないため、許可することができないものとなります。

したがいまして、議事日程を入れ替えて、最初に非農地判断を審議することを提案するものであります。

非農地判断がなされれば、そこは農地ではなくなることから、すべての農地を効

果的に耕作していると判断することができ、農地法第3条の許可要件を満たすこととなります。

本来であれば、提案する月をずらして、審議することが望ましいと思うところがありますが、それは難しいと判断しますので、議事日程の変更を提案するものであります。

事務局 （平瀬 修治）

これまでも、全部効率利用要件があったところではありますが、法改正により、確認することが明確化され、すべての農地を確認する必要が生じました。

したがいまして、農地法第3条の申請時においては、所有するすべての農地を確認し、必要があれば、非農地判断の申請も同時に行っていただいております。

これは、農地法第3条に限らず、農地バンクを活用した農地の貸し借りに関しても同じこととなります。

委員から御指摘のありましたように、今年度の総会において、農地法第3条と非農地判断の申請者が同一であったことがありました。

議長 （田嶋 輝男）

中野委員から、提案がありましたように、次の総会から日程を入れ替えることに御異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

日程を入れ替えることといたします。

議長 （田嶋 輝男）

他に、ございませんか。

委員 ～なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

それでは、以上をもちまして、第26回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時45分

議事録署名日 令和 7 年 9 月 25 日

農 業 委 員 会 会 長 -----田 嶋 輝 男-----

議 事 録 署 名 人 -----中 野 和 徳-----

議 事 録 署 名 人 -----石 原 勇 一 郎-----

書 記 -----下 脇 一 博-----